

令和元年第3回大仙市議会定例会会議録第3号

令和元年9月12日（木曜日）

議事日程第3号

令和元年9月12日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第84号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第85号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第86号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第87号 大仙市へき地保育所条例及び大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第88号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第89号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第90号 字の区域の変更について（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第91号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第92号 令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第93号 令和元年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）
- 第12 決算特別委員会の設置について

- 第 1 3 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第 1 4 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 9 5 号 平成 3 0 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 9 6 号 平成 3 0 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 9 7 号 平成 3 0 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 9 8 号 平成 3 0 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 9 9 号 平成 3 0 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 0 0 号 平成 3 0 年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 0 1 号 平成 3 0 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 0 2 号 平成 3 0 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 0 3 号 平成 3 0 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 0 4 号 平成 3 0 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 0 5 号 平成 3 0 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 1 0 6 号 平成 3 0 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 1 0 7 号 平成 3 0 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)

- 第28 議案第108号 平成30年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第29 議案第109号 平成30年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第30 議案第110号 平成30年度大仙市下水道事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第31 請願第12号 請願書(請願事項:秋田市新屋地区へのイージス・アショア
配備計画に反対の意思を示してください。)(委員会付託)
- 第32 陳情第30号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
(委員会付託)
- 第33 陳情第31号 田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書
(委員会付託)
-

出席議員(26人)

1番 渡邊秀俊	2番 小笠原昌作	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	13番 小松栄治
14番 後藤 健	15番 佐藤育男	16番 古谷武美
17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄	19番 高橋徳久
20番 橋本五郎	22番 佐藤清吉	23番 金谷道男
24番 大山利吉	25番 鎌田 正	26番 高橋敏英
27番 橋村 誠	28番 高橋幸晴	

欠席議員(0人)

遅刻議員(0人)

早退議員(0人)

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	西 山 光 博	教 育 長	吉 川 正 一
代 表 監 査 委 員	福 原 堅 悦	上 下 水 道 事 業 者 管 理 者	今 野 功 成
総 務 部 長	舩 谷 祐 幸	企 画 部 長	福 原 勝 人
市 民 部 長	加 藤 博 勝	健 康 福 祉 部 長	加 藤 実
農 林 部 長	福 田 浩	経 済 産 業 部 長	高 橋 正 人
建 設 部 長	古 屋 利 彦	災 害 復 旧 事 務 所 長	進 藤 孝 雄
病 院 事 務 長	富 樫 公 誠	教 育 指 導 部 長	佐 藤 英 樹
生 涯 学 習 部 長	安 達 成 年	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐々木 隆 幸

議会事務局職員出席者

局 長	齋 藤 博 美	参 事	齋 藤 孝 文
参 事	進 藤 稔 剛	参 事	富 樫 康 隆
副 主 幹	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（高橋幸晴） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（高橋幸晴） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（高橋幸晴） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

11番佐藤文子さん。

（「はい、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 佐藤文子さん。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（高橋幸晴） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、順次質問させていただ

きます。

はじめに、幼児教育・保育無償化に伴う副食費の実費徴収に関連してお尋ねいたします。

最初に、副食費への独自助成で完全無料化をしていただきたいということを申し上げます。

10月から消費税増税の代償として打ち出されました幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児の給食のおかず代、副食費は無償化から外し、実費徴収となります。

国は、年収360万円未満の世帯と第3子以降は副食費を免除するとしておりますが、360万円以上の世帯は実費徴収されるものであります。

この問題で私は6月議会でも取り上げまして、答弁では、秋田県と市が共同ですこやか子育て支援制度を拡充することによって、給食費の一部を助成したいとのことであります。

今般9月議会に、副食費の助成に関わるすこやか子育て支援費が補正計上されております。その事業説明書には、世帯の収入区分と入所人数、国の無償化分、すこやか子育て支援事業での補助、さらに保護者の負担など詳細に示されており、大変ありがたいことであります。

さて、その副食費の助成の内容は、国の示す実費徴収の目安である月額4,500円を上限に、世帯の収入区分により2分の1補助、4分の1補助をし、それぞれ県と市が2分の1ずつ負担するというものであります。これにより6カ月分の助成額、市の助成額は対象者1,004人に対し1,227万8千円で、うち市の負担は614万円であります。一方、2分の1、あるいは4分の3負担となる保護者の負担額の合計は1,448万2千円となっております。年間ベースでいきますと、助成額2,450万円に対し、保護者負担は2,900万円となるものであります。

食事は子どもの発達、発育に欠かせないものであります。栄養の摂取はもちろんのこと、みんなで食事を楽しむことで五感を豊かにし、心身の成長と食育の場として重要であります。だからこそ、給食の提供は保育の一環として行われるべきものであり、保育料の一部として公費で負担すべきものだと考えます。

秋田県と市が副食費の実費化に対し、いち早く助成制度を設けたことは評価できますが、給食は保育の一環であるという立場をもって、保護者の負担とならないよう、完全無料化のために、さらに上乘せ助成を講ずるよう求めるものであります。

これまで県と市が独自に保育料の軽減など講じてきましたすこやか子育て支援費には、幼児教育・保育の無償化によって浮く財源が出てくるものと思いますが、それがどれだけのなのかもあわせ、これへの見解を求めます。

二つ目には、保育所の基本単価引き下げの影響と対策についてお尋ねいたします。

内閣府は8月22日、自治体に送付した10月からの特定教育・保育の費用告示案、これによりますと、保育所の3歳から5歳児の公定価格を5,090円引き下げるとしているようであります。公定価格の一般生活費に含まれてきた副食費の費用を、実費徴収化に伴って削除したためというふうなことであります。

一方、内閣府は副食費の実費徴収の目安を4,500円としており、副食費の徴収免除対象者に実費相当分として支払われる副食費徴収免除加算も4,500円としております。

公定価格を5,090円下げて、実費徴収額と免除加算は4,500円というふうなことになるれば、市町村が保育所などに払う3歳から5歳の子ども1人当たりの運営費は、実質月額590円、約600円引き下げられることとなります。定員90人の保育園で年間63万円以上の減収になるものであります。

日本の幼児教育・保育制度は、政府による国庫負担の削減や規制改革路線のもとで、公的保育制度の後退、基準や規制の緩和が進められてきました。その結果、認可保育所不足や保育士不足、待機児童問題が深刻になっております。にもかかわらず、安倍政権は基準や規制の緩和を推し進め、公定価格や保育士の処遇改善なども全く不十分であるのが実態であります。その上、無償化を口実に副食費を実費化し、子どもの処遇や職員の労働条件を直撃する基本単価を引き下げるということでは、保育所の運営に困難をもたらし、保育の質を低下させかねません。

そこで伺います。幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収化によって、実質マイナスとなる保育所の基本単価が示されておりますが、その影響をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。また、保育所運営に支障を来たすことのないよう対策を講ずる考えはないものか、所見を伺います。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収についてであります。はじめに、副食費の無償化につきましては、収入に対する応分の負担をお願いすることとした国の考え方に同調し、県と歩調を合わせて一部助成とする方針のもと、前回の定例会一般質問への答弁も踏まえまして今次定例会に補正予算案を上程いたしております。

補正予算案の内容につきましては、ご承知のとおり、3歳以上児の給食費について、これまで保育料の一部として含まれていたおかず部分に当たる副食費への一部助成に要する経費であります。その助成率は、世帯年収約360万円未満の世帯は国の制度で無償となりますが、世帯年収約640万円未満の世帯が2分の1、世帯年収約640万円以上の世帯が4分の1となっております。

一方、県内各自治体の対応状況を見ますと、10月からの幼児教育・保育の無償化実施をきっかけに、子育て支援策の一つとして副食費の無償化に踏み切る自治体が増えていくことも承知いたしております。

今般の幼児教育・保育の無償化により活用可能となる一般財源額につきましては、認可保育所に係る「保育所等施設型給付費負担金」の減額分として、年間約3,200万円と試算しております。また、認定こども園や認可外保育施設に係る「すこやか子育て支援費」の減額分として、年間約3,600万円と試算しております。この2事業の合計で約6,800万円と見込んでおります。

折しも、今年度は「第2次大仙市総合計画前期実施計画」並びに「大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画最終年度であり、後期実施計画並びに次期戦略を策定する年となっております。こうした重要計画を策定していく中で、子育て支援は、引き続き本市の重要政策として位置付けており、人口減少の抑制と地方創生の実現、そして若者が結婚や出産、子育てに喜びと安心を感じられる充実した環境をつくる上で欠かせない要素として、子育て支援関連制度の拡充を図ることとし、今般、「子育て支援制度等検討会議」を設置したところであります。

本検討会議は、結婚から妊娠、出産、子育て期にある世代への切れ目のない効果的な支援制度の検討と事業化を進めるため、関連施策を所管する庁内部課長で編成した組織横断的なプロジェクトチームであります。

今後、この検討会議の中で幼児教育・保育の無償化に伴い活用可能となる財源充当も視野に、ご質問の副食費の独自助成の創設も含め、大仙市の未来を見据えた一体的かつ総合的な子育て支援制度の構築を検討してまいりたいと考えております。

次に、保育所の基本単価引き下げの影響と対策につきましては、内閣府より令和元年10月以降の公定価格の単価（案）が、8月22日付けで示されたところであり、その内容によりますと、公定価格による一般生活費に含まれる副食費の基本単価は、地域や施設定員等にもよりますが、大仙市の場合、平均で月額約5,100円の減額となっております。その一方で、保護者が施設側に支払うこととなる副食費の金額の目安として、国では以前より月額4,500円と示してきたところであり、約600円の差額が生じております。その差額分に関しましては、食育の推進やアレルギー食への対応を考慮した栄養管理加算をはじめとした各種加算額を拡充するなど、国では施設の運営に影響が生じないよう、公定価格全体で調整が図られているようであります。

市といたしましては、国の方針に鑑み、まずは10月以降の運営状況等について保育事業者からお聞きしながら、保育の質の低下を招かぬよう、慎重に調査・対応してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） ご答弁ありがとうございます。

検討会議を設置して、独自助成も含めて検討してまいるというふうなことの答弁が副食費に関連してありました。特に美郷町、そして仙北市、横手市、こういう周辺市町が全額無料というふうなことに早々に踏み切ったというふうなことは、やはりスタート時点でこういう状況、周辺の状況を当面様子を見るというふうなことでは、やはりちょっといけないのではないかとこのように私は思っているんです。答弁の中で、すこやか子育て支援費や、また、施設型給付負担金、こういうふうなものの浮く財源というふうなものは合わせて六千数百万というふうなことであるわけで、こういうふうなものからいいますと、年間の保護者負担というふうなものも十分に無料にする財源はつくられているというふうなことで、6カ月分の無料化に向けた助成、上乘せというふうなものは、十分に実現可能な状況にあるのではないかとこのように思って、願わくはこの是非補正予算を修正しながら無料化に向けてやっていただきたいというふうには私は思うわけであり、

いずれ答弁では、助成はすると、助成を検討するというふうなこと、検討会議を立ち

上げた中で確認されているようですが、この時期を半年早めることができないかというふうなことと、もう一点は、確実に来年4月からの副食費無料というふうなものがやるというふうなことを明言できるのかどうか、その点についてお答え願いたいと思います。

それから、単価の引き下げによる影響というふうなことで、いずれ加算を国の方ではアレルギーだとかそういうふうなもので加算額を増やすというふうなことを考えているというふうなことでありますけれども、そもそも副食費を実費化、保護者負担にさせて、それを保育の質の向上にあてがうという非常にこう、やり方としては問題があるというふうに私は思っております。120人の定員のところでは、まず90万とか100万くらいの負担は実際この保育単価の減額があるわけです。この分は日々、本当に苦勞して子どもを見てくださっている保育士さんたちの労働環境、また、保育士の確保の問題等に影響しないように、ますますこの保育士さんたちが忙しくて、実際賃金が、保育士さんたちの賃金は、普通のサラリーマンの平均賃金よりも月額8万から7万低いというふうにいわれております。日々、子どもさんたちへの保育で使ういろんな道具を、家に帰って毎晩準備しなければいけない、持ち帰り残業が常とう化して非常に大変な仕事をされているわけでありまして。こうした意味からも、60万、90万といったようなこの減額というふうなものを、保育の内容、労働者の皆さんの過重な問題を解決していく上で、国のこうしたとった減額に対して、しっかりとやっぱり補填するというふうなことで、少し運営状況を見守りながらなどといわないで、やっぱり大きく変わったこの制度でありますので、是非、子どもたちの支援という観点もそうですけれども、保育所のそうした業務の内容、保育士さんたちの大変な過重労働の現場の状況に鑑みて、是非ともこれぐらいの補填はすべきじゃないかというふうなことも申し上げたいと思います。この点についてと、先程言ったことについての答弁をお願いいたします。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、先程申し上げました、今、子育て支援制度についての検討会議を設けたという大きな理由の一つは、今回の幼児教育・保育の無償化というこの国の制度が10月から実施されるということが改めて大仙市の子育て支援制度がこれでいいのかと、今までの施策でいいのかという、こういう何と申しますかね、議論する契機になったということでもあります。ですから、全体、今、大仙市の子育て支援制度というのは、ご存知のとおり保健分野、予防接種とかそういう関係の保健分野、それから医療の分野、福祉医療を

含めた、そしていろいろな福祉制度の分野、それから教育の分野、そして住宅のリフォームというような住宅の環境分野、いろんな分野に子育て支援制度がセットされているわけでありまして、それを改めて今の状態のままでいいのか、それから、新しく求められている分野がないのか、そういったことをですね、今回、新しい総合計画の後期計画、それから、新しいまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たって、それを組み立てたいということで今、会議を作って今、進めているところであります。ですから、大変申し訳ありませんけれども、副食費についても当然その中に入るわけですが、それ以外の部分も多くの部分も検討の材料になっているということでもあります。具体的には、福祉医療の関係、それから佐藤議員とはいろいろ議論させていただいております国保の子どもの均等割課税、こういったものも含めてですね、これは子育て支援ということではないかもしれませんが、子どもが関連するそうしたいろいろな制度を含めて今、大仙市として、もちろん財政事情がありますので、全て実現できるかどうか、それも検討しなければなりませんけれども、そういったことを今、3月までといたしますか、新しい総合計画後期計画、そして総合戦略、新しい総合戦略をまとめる3月までこれを議論したいということでもありますので、この副食費について10月からできないかということでもありますけれども、全体の中で、全体を検討する中でこの件についても検討することなので、これについてだけ早めるというふうな考え方は今しておらない状況にあります。ですから、いろいろ検討した結果は、新年度から新しい計画、総合計画、それから総合戦略に基づく施策として4月から実施したいというふうに考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、公定単価の関係の600円の差額のお話でしたけれども、まずは実態をですね、10月から動き始めるわけですので、国がいつてるように本当に補填といいますかね、公定価格全体で調整されているのかどうか、その辺を見極めながら、その点は実際に保育事業をされている事業主の方にいろいろお話をお聞きしながらということになりますけれども、実態把握をしながら、そして適切な対応、保育の質の低下を招かないための適切な対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、決して何もしないということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 私たちは、これまでもたくさんの、学校給食費も含めましてね、医療費のね、高校生までの無料化、いろいろたくさん要望してきましたけれども、こういう問題も含めて検討していくというふうなことなのでありましょけれども、ただ、この副食費については、周りがこういう、全25市町村あるうち15のところでもう既に無料化でスタートするというふうな状況になっているというふうなことから見れば、今の答弁で何としてもまず3月までは今のこの状況でいくわけですけれども、確実にこの副食費の問題では、確実に4月からは無料しますよというふうな点では、再度確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋幸晴） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、副食費の関係ですけれども、全ての子どもさんが保育園等を利用しているわけではありません。自宅で在宅で保育をされている方々もおられます。そうした方への、保育園に入っている方々に対するそういう支援だけじゃなくてですね、自宅で頑張っている方々への支援策も必要でないかという議論もあります。そうしたこともあわせて検討するということですので、何とぞよろしくお願ひしたいと思いますが、そうした全面的な対応策が、支援策がまとまれば、当然4月からこの副食費の関係、それから自宅で在宅で保育を頑張っている方々への支援、それをセットで4月から動き出すということになろうかと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋幸晴） 次に、2番の項目について質問を許します。佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） それでは2番目に、加齢性難聴者の補聴器購入助成について要望いたします。

国際医療福祉大学教授の神崎仁氏の著書「補聴器の必要な人、不要な人」という本には、高齢難聴者を取り巻く環境について次のように述べております。

高齢者は、70歳代の男性の23.7パーセント、女性では10.6パーセントに、80代では男性の36.5パーセント、女性では28.8パーセントの人が難聴になっているといわれております。その原因は、動脈硬化による血流障害といわれますが、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などが挙げられております。

難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合への出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障がいを起こすとされております。さらに認知機能低下が、正常聴

力の人よりも32パーセントから41パーセントの方に悪化が見られているというふう
に述べております。

厚労省の介護予防マニュアル、平成24年3月の改訂版でも、高齢者の引きこもりの
要因の一つに聴力の低下を挙げて対策を求めているところであります。

現在、難聴者の14.4パーセントしか補聴器を付けていないとの推計もあり、その
理由の一つが補聴器の価格の問題のようであります。

補聴器は3万円くらいから30万円以上のものまで、平均で15万円と価格が高すぎ
るとの声が多く出されております。

こうした中、東京都の9区をはじめ、全国20の自治体で障害手帳を持たない高齢者
の補聴器購入への助成制度を実施しております。

また、国に対して補聴器購入費用の助成を求める意見書採択が急増し、衆議院事務局
議事部請願課の集計には、27議会が入っておりますし、全国市議会議長会ホームペー
ジに掲載されているのは8議会というふうになっております。

国会では、我が党の大門実紀史議員が今年3月20日の参議院財政金融委員会で、加
齢性難聴者の補聴器購入の助成制度の創設を求め、次のように質問しております。

「高齢に伴い、耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増え
ている。しかし、補聴器は平均15万円と高額で、高くて買えないと悲鳴が上がってい
る。欧米では、難聴を医療のカテゴリーで捉え補助制度があるが、日本は障がい者のカ
テゴリーで捉えているので補助対象を絞り込んでいるために、補聴器の所有率が圧倒的
に低い。どういう対応が可能か研究・検討に入るべきではないか。」と質問したところ、
これに対し厚労省の諏訪園健司審議官は、「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認
知機能低下予防効果を検証するための研究を推進する。」と答弁し、麻生太郎財務省は、
「やらなければならない必要な問題。」と答えている。こういう状況になっているわけ
であります。

加齢性難聴者の補聴器購入助成については、自治体、市民団体、国会での取り組みが
急速に広がっているところであります。

そこで伺います。高齢で耳が遠くなくても孤立することなく生き生きと暮らせるよう
に、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を検討できないものかどうか伺います。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告の加齢性難聴者の補聴器購入助成に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋幸晴） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 質問の加齢性難聴者の補聴器購入助成についてお答え申し上げます。

難聴は、他者との会話や交流が少なくなり、生活の活動範囲を狭める傾向を助長するため、閉じこもりや、さらには認知機能の低下へと進んでいく危険因子の一つに挙げられております。

現在の補聴器の支給制度であります。障害者総合支援法に定める補装具費支給制度により、身体障害者手帳を交付されている聴覚障がい者に対して、原則として1台分につきましては、費用の1割の自己負担で購入できるものとなっております。

しかし、身体障害者手帳に該当しない方への国の補聴器購入助成はなく、大仙市においても必要とする場合は全額自己負担となっております。

一方、全国的には、軽度・中度の難聴の高齢者を対象に、上限額を定めながらも独自に補聴器購入助成を実施している自治体も複数確認しております。これらの情勢に鑑み、国では、補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下の予防効果を検証する研究を、日本医療研究開発機構におきまして平成30年度から開始したところであります。

大仙市では、高齢者の自立支援のため、運動機能向上や認知症予防の教室などを開催しております。

また、高齢者本人へのアプローチに加えて、住民主体の自主的な介護予防活動や、助け合いによる生活支援の充実を目的に、通いの場づくりの増設にも力を入れております。

今後につきましては、介護予防全般の事業実施及び活動支援の中で、聴力機能の低下により、社会参加等に支障を来している高齢者の状況把握や、参加の働きかけを促しながら、閉じこもりの予防及び解消に努めてまいります。

また、補聴器購入助成につきましては、認知症施策の一つの案とは思われますが、まずは難聴の高齢者の実態把握に努め、国の研究機関の結果を見た上で判断したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋幸晴） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） ご答弁ありがとうございます。

国のいろいろ認知症の調査というふうなもの、動向を見てから、そしてまた、市においても高齢者の難聴の問題と認知症の方々のクオリティ等の調査してからというふうなことの答弁でございましたけれども、秋田県は佐竹知事が健康長寿日本一というふうなことを掲げ頑張っていて、頑張ろうとしているのか、頑張っているのか分かりませんが、まずそういうことを立ち上げてやっているわけですけれども、この高齢者、特に認知症対策では、国のオレンジプランだとか、そういうふうなものの中で外出を促す行動、それからいろいろ運動などを中心とした自立支援とか介護予防、通いの場というか認知症カフェといったような、こういったところを一生懸命つくろうとしておりますけれども、中にはやっぱりそういう場には出ていきたくない、そういう人たもたくさんいるわけがありますね。問題は、やっぱりこの自宅の中でテレビも聞こえなければラジオも聞かない、難聴になるとそういうことで、ほとんどこのテレビ、ラジオなども見たり聞いたりしないというふうなこと、これが本当に認知症を進めていくものだというふうに私は思っています。そういうふうな意味で、自宅でお過ごしになる高齢者、難聴の高齢者も認知症を少しでも予防するというふうなことなども考えれば、この補聴器の利用を高めていくというふうなことは大いに意義あることだというふうに思います。補聴器というのは、耳に付けばピーピー鳴って、さっぱり雑音が入って聞こえないから、買ったけれども外してしまっているとか、多くの方がそういうふうにおっしゃる方がいますけれども、これを上手に、やっぱりその方々にそれぞれに合った補聴器の使い方、そういうふうなことで助成を始めた自治体などでは、そうした調整サービスなども行っているというふうなこと、これはやっぱり将来は5人に1人が認知症になるという高齢化社会の中での、将来的な大問題にいち早くやっぱり取り組む課題の一つだというふうに私は思っています。ですから、国の調査というふうなのは、その結果が出てくるまでは、どう見ても5、6年以上はかかっているというふうなのがこれまでのあれを思いますので、全国20の自治体が既にそうした制度を設けてやっているというふうなことを考えますと、是非ともですね、国の結果を待たずとも、高齢者、特に高齢化の大きくなっている大仙市でも、この難聴による認知症への進展を少しでも予防するというふうなことの意味を十分考えていただきましてね、今後、助成というふうなことにも検討されるよ

うに強くお願いしたいというふうに思っております。答弁はいりません。

○議長（高橋幸晴） 次に、3番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 次に、公園の草刈り等管理についてお尋ねいたします。

大曲地域の方から、「町内の公園の草刈りを例年は年3回程、シルバー人材センターが実施してきていましたが、今年は来ないために草が伸びて、子どもたちのラジオ体操に困ると思い、草刈機をたまたま持っていたので、まずは自分で刈りました。市で何とかちゃんとやってもらわなければ困る。」という苦情が寄せられました。

同僚議員にも同じような苦情が寄せられていたというふうなことも伺っております。

大仙市には127カ所の公園が設置されており、うち都市管理課所管の公園が105カ所、建築住宅課所管の公園が5カ所、農業振興課所管の公園が17カ所となっているようです。

地域別では、大曲地域が42カ所、神岡地域が7カ所、西仙北地域が10カ所、中仙地域が11カ所、協和地域が13カ所、南外地域が4カ所、仙北地域が6カ所、太田地域が34カ所となっております。

大小様々、不特定多数が行き来できる公園や、主に地元町内会や集落で利用する公園と、本当にたくさんの公園があるものだなと改めて思ったところであります。

そこで伺います。公園はいつでも誰もが利用でき、憩いと楽しめる場として、安全かつ景観を保つよう常にきれいにしておくことは設置者としての責任であると思えます。

冒頭申し上げたような苦情が寄せられることのないよう、定期的にパトロールや草刈りを行うなど、整備をしっかりと行っていただきたいこと、望むものであります。

公園維持管理について、所管別、地域別の現状と課題も併せ、これへの見解を求めます。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の三つ目の発言通告の公園の草刈り等管理に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋幸晴） 古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 質問の公園の草刈り等管理についてお答え申し上げます。

はじめに、議員ご指摘の大曲地域の公園等の草刈りにつきましては、昨年度まで大曲地域の比較的規模の小さい公園17カ所のほか、緑地等64カ所の計81カ所の草刈り

をシルバー人材センターに委託しておりましたが、今年度からこの81カ所の草刈りを市の臨時職員で行っております。

今年度も利用者等からの要望にできる限り対応しながら実施してまいりましたが、当初の草刈りに係る作業量の見通しが甘く、定期的な草刈りが行き届かず、公園の利用に際してご迷惑をおかけしてしまいましたことに対して、深くおわび申し上げます。

公園は、市民の憩いの場として、その地域になくてはならない施設であることから、今後、定期的な巡回を実施し、草刈りなどの環境整備により、利用者の安全・安心の確保を図りながら適正な公園の維持管理に努めてまいります。

また、市全体の公園管理業務につきましては、市内127カ所それぞれの公園の実情に応じて、草刈りや清掃はもとより、芝生、植栽、樹木等の植物管理業務をはじめ、遊具、水道設備、トイレ並びに各種スポーツ施設等の施設管理業務など多岐にわたる管理業務がございますが、草刈り等の管理業務につきましては、それぞれの公園の立地、規模、用途や地域の特性などに応じて市直営、業者委託、指定管理及び町内会など地元住民の皆様からのご協力など、様々な実施主体により管理が行われている現状でございます。

このことから、市といたしましても、さらに詳細な実態把握に努め、その上で公園施設に係る所管別・地域別の現状と課題を整理しながら、公平かつ効率的で持続可能な管理体制の構築に向けまして、関係各所と継続的に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋幸晴） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） ありがとうございます。

作業量の見通しが甘かったというふうなところでの反省が述べられたようですけれども、いずれ81カ所についてシルバー人材センターから市臨時職員に変わっての作業というふうなことになったようでもありますけれども、この臨時職員の体制でもって今おっしゃられた定期的なパトロールや整備、管理というふうなことをやっていくというふうなことでおっしゃいましたけれども、確実にこれができるというふうなことなのかどうか、もちろんしていただかなければいけないわけですが、それができるというふうなこと、しますというふうなことを再度確認したいと思います。これだけです。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

市内全域の公園の草刈り等の管理状況につきましては、先程、様々な実施主体により管理されている旨申し上げましたが、地域によっては地元部落会などから無償で管理していただいているところもございます。

現在、市で管理しております公園の数でありますけれども、市の公共施設等総合管理計画では、ご質問の中でありましたけれども127カ所でありまして、条例で制定されていない児童遊園、また、規模の小さい緑地など合わせますと合計で229カ所でございます。このように数が多いため、なかなか隅々まで全て市が管理していくことが困難な面もございますので、今後さらに施設の規模や利用状況、また、地域の実態調査などを行い、地域住民に対しまして、できれば無償での草刈りの清掃などをご協力していただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 公園の規模によつての管理の在り方、体制、こういったものには様々な今後、検討しながらマニュアルを作っていくことになろうかと思ひますけれども、今の答弁で一つ気掛かりなのは、地元自治会に無償でやっただくというふうなもの、これをやっぱり大きく広げていくというふうなこと、これはね、若干やっぱり少し問題があるのではないかというふうに思ひわけあります。地元でできる場所はもちろんやっただけるものではあるんですが、やっただくにしろ、ある程度その、いわゆる草刈機の油代だとか、いわゆる出動したときの水分補給手当に相当するもの、こういったわずかなものでも、やっぱり完全なる無償というよりは、やっぱり市で管理している責任者としての一定の手当というふうなものもある程度つけながら、地元の協力をいただくというふうなことにしていただかなくてはいけないのではないかなというふうなことをつけ加えさせていただきましたところ。もし、ご答弁ができるようであれば、よろしくお願ひします。

○議長（高橋幸晴） 再々質問に対する答弁を求めます。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず最初、先程のご質問の今の臨時職員でのご質問に対して、先程、回答しておりませんでした。

昨年、臨時職員2名でありまして、今年から1人増やして3人でございますけれども、先程の答弁にありましたけれども、3人でもなかなか追いついていかないということが現状でございます。

先程、できれば無償でのということの答弁申し上げました。実際、地域別でいろんな無償、有償で契約してお願いするところもございますので、この後、調査いたしまして、不公平のないように、先程、議員からご提案のございましたような地元で一生懸命頑張っている人たちに対しまして不公平のないように、いろいろこの後、考えていきたいと思っております。

○議長（高橋幸晴） 老松市長。

○市長（老松博行） 私からも佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げたいと思っております。

シルバー人材センターにお願いしていたときにはしっかりできたんですけども、市の臨時職員になったらできなくなったと、そんなことを言われないように、しっかりと臨時職員、正職員あわせてですね、この後、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、地域によってはいろんな事情がありますのでね、一律そうした画一的な協力要請はうまくないと、当然そうですので、いろんな手当が望まれる場合は、きっちり市の方でしっかりと手当しながら協力をお願いしていくというふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋幸晴） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） 次に、5番挽野利恵さん。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 挽野さん。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（高橋幸晴） 1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回の定例会におきましても一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

最初に、去る7月15日に現職でご逝去された故茂木隆議長に対しまして、謹んで哀

悼の誠をささげたいと存じます。

聖徳太子の十七条憲法に「和を以て貴しとなす」という言葉がありますが、茂木さんは、この争わずしっかりと議論することが肝要という言葉の意味を念頭に置かれ、実直、温厚なお人柄をもって議長としての職責を全うされ、病気と闘いながらも職務に正面から向き合われたお姿をしのびながら、心からご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

さて、初めて8月最終土曜日31日の開催となった全国花火競技大会「大曲の花火」は、開始前にゲリラ豪雨ともいふべき雨に見舞われたものの、おおむね天候に恵まれ、昨年並みの75万人の観客を魅了し、盛会裏に終了いたしました。

運営に当たられた大会関係者全ての皆様のご努力に対し、感謝申し上げるとともに、ご慰労の思いをお伝えしたいと存じます。

今年の大会提供花火は、これまた初となるせりふ入りのミュージカル仕立てとして披露されましたが、私はこれまでとは一味違った形式の花火を目の当たりにし、この音楽と言葉と花火の融合が、今後さらなる工夫が施され、確立されていけば、新たな花火のスタイルとして全国の花火大会でも採用されていく可能性もあるのではと思います。是非、創造花火に続く大曲初の方式、大曲スタイルになってほしいと願っております。

それでは、通告に従い質問させていただきますので、市当局の皆様にはご答弁方よろしくお願いいたします。

今年も暑い夏が終わり、子どもたちは学校という日常の生活に戻っております。夏休みや長期休みは、子どもにとっては楽しい日々であります。親や保護者にとっては、三食準備しなければならないという悩ましく大変な日々が続く時期でもあります。私も経験しましたが、一日中、子どもに何を食べさせるか、食事のことが頭から離れず、毎日必死に過ごした記憶があります。

ところで、全国には夏休みが始まると体重を減らしてしまう子どもたちがいると聞きました。家庭で十分な食事を取ることができていないため、給食がなくなると成長に必要な最低限の栄養さえ取れずに痩せてしまうというのです。

厚生労働省が3年ごとに行っている「国民生活基礎調査」での2015年の世帯構造別相対的貧困率によると、相対的貧困率は15.7パーセント、子どもたちの7人に1人が貧困家庭だそうです。また、外から見て分からない「見えない貧困」の児童・生徒もいるようで、例えばいじめに遭わないように身なりをきれいにするために食費を減らしているケースもあると伺っております。

こうした貧困家庭の児童・生徒については、給食がない夏休みの間、一日に必要な栄養が果たして取れているのか、とても心配です。

そこで一つ目の質問ですが、大仙市の小・中学校において、夏休み明けに体重を減らして登校する児童・生徒はいますでしょうか。また、そのような事例を発見した場合は、どのような対策を取られているものか、お伺いいたします。

さて、長い休みの後は、大人でさえも日常生活に戻るのが憂鬱^{ゆううつ}になりがちですが、子どもたちも学校に行くのがつらいと感じるケースが少なくないのではと思います。厚生労働省の2015年版自殺対策白書によると、1972年から2013年の42年間の18歳以下の自殺者を日別にまとめたところ、9月1日が131人で最も多く、春休み明けや大型連休明けについても100人近い日があり、長期休暇が終わった直後の自殺が明らかに目立ちます。

児童・生徒の自殺は各年齢の死因のトップ、または高い割合で、年齢階級別に見ると10歳から14歳の死亡者数の20パーセント、15歳から19歳の死亡者数の36パーセントであります。

秋田県においては、休み明けの児童・生徒の自殺は見られないので、他人事のように思えるかもしれませんが、県では「学校 死にたい」など自殺を連想させるワードで検索すると、自殺を思いとどまらせるようなサイトを表示するという、若者向けの自殺防止策を本年8月15日から始めております。インターネット検索と連動したこの取り組みは、若者が何かを調べるときに検索サイトを利用することが多いことを逆に利用し、悩みや自殺に関する言葉の検索を行った際に、相談窓口のサイトに誘導するものです。今後は、大人を対象としたものもできるそうではありますが、自殺率の高い秋田県ならではの取り組みだと感じました。

さて、児童・生徒の自殺がほとんどない秋田県ではありますが、自ら命までは絶たないまでも、学校という場所に気持ちと体が向かなくなってしまった児童・生徒は相当数おります。登校し続けている間は精一杯頑張っ、自分がストレスを感じていることに気が付かなかったのが、長期休みなどゆっくりしたときに自分がストレスを感じたことに気が付きます。年齢が低い場合などは、ストレスをストレスとして認識できず、何かに対してイライラするとか、悲しい感情を覚えたりして、はっきりとした理由や原因が分からないまま不登校に陥ってしまうこともあります。

文部科学省では、不登校の定義を年間30日以上学校を欠席する児童・生徒のうち、

病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、または社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないとか、登校したくともできない状況にある者としています。

文部科学省が公表している小・中・高校における不登校児童・生徒数は2017年で19万4千人でありました。2017年に施行された「教育機会確保法」では、学校以外で学ぶ児童・生徒の支援を目的とし、休養することの必要性を認めています。

大仙市において学校以外で学ぶ場として、教育委員会で実施している「フレッシュ広場」や、大仙市子ども・若者総合支援センター「びおら」と「ふらっと」があり、献身的に不登校の児童・生徒を支えています。一地方都市において、これほどの選択肢があることはまれだと思いますし、幸せなことだと思います。そこで二つ目の質問ですが、夏休みなどの長期休業後に、不登校になった、またはそれに近い状態となった児童・生徒に対して、どのような取り組みを行っているものか、お伺いいたします。

○議長（高橋幸晴） 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、長期休業中、十分な栄養を摂取できず体調不良を訴えている児童・生徒についてであります。夏季休業後の8月21日からこれまで、各校からその旨の報告は受けておりません。

また、市内小学生のうち、約1,000人が利用している放課後児童クラブでは、長期休業中に利用する場合は、保護者に昼食の準備をお願いしているところがございますが、夏季休業中に昼食を準備することができなかった保護者はいなかったとの報告を受けております。

これらのことから、本市では、現在、体重減少等により体調不良を訴えている児童・生徒はいないものと思われまます。

次に、質問の、そのような事例を発見した場合の対策についてであります。まずは、各校では長期休業中に体重等の急激な変化を把握できるよう、基本的な生活習慣に関する「健康カレンダー」などの振り返りカードを配布し、自己評価をしながら日常生活の見直しや改善につながる取り組みをしております。

また、長期休業後は、全ての学校で児童・生徒の身長及び体重等の身体測定をしておりますが、測定後は前回の結果と比較したり、グラフ等にまとめたりしながら、自分の

成長や体調の変化の理解につなげております。

一方で、体重減少などの体調不良を訴えている児童・生徒の存在を把握した場合は、他の生徒指導上の問題対応時と同様に、校内で特別委員会を立ち上げ、解決に向けて組織で対応しております。

具体的には、学級担任や養護教諭が、関係する児童・生徒及び保護者から、その状態を伺うとともに、必要に応じて学校医へ相談したり、その対応について指導を仰いだりしております。

なお、児童虐待が疑われる場合は、健康福祉部をはじめ関係機関との連携を密にし、慎重に対応しております。

市教育委員会としましては、今後も児童・生徒の体調や言動等の変化を心の叫びやサインと捉え、一人一人の健全育成につながるよう、引き続き学校を支援してまいります。

次に、質問の大仙市内の長期休業後の不登校児童生徒への対応状況等についてお答え申し上げます。

文部科学省で公表しました平成29年度における児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全国では14.7人、秋田県では10.8人であり、秋田県は全国で一番不登校児童生徒数の少ない県となっております。

その中でも大仙市の不登校児童生徒数は7.1人と県平均を大きく下回っております。

さて、議員からご質問のありました夏休みなど長期休業明けに新たに不登校になる児童・生徒については、平成30年度は15人おりましたが、令和元年度はゼロとなっております。

各小・中学校においては、朝に欠席の連絡があった場合、学校から家庭に連絡を入れ、連続して欠席した場合には家庭訪問するなど、長期の不登校とならないよう対応しております。

また、不登校になってしまった場合は、学級担任だけではなく、養護教諭や生徒指導部、さらにはスクールカウンセラーや心の教室相談員などと連携し、学校全体で受容的な関わりや登校しやすい環境づくりに配慮しております。

さらに、長期の不登校になった場合でも、カウンセラーや専任指導員を配置している不登校適応指導教室である「フレッシュ広場」等を利用させるなど、不登校の解消に努めております。

市教育委員会としましては、今後も全ての児童・生徒が笑顔で学び、安心して学校生

活が送られるよう教育相談体制の充実を図るなど、引き続き支援してまいります。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（高橋幸晴） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。

本当にきめ細やかな対応、対策を学校でやられているんだなというふうに感じました。

学校以外で学ぶ児童・生徒について、もうちょっと具体的に教えていただきたいんですけども、不登校であってもほかに居場所があって、フレッシュ広場、ほかの場所があって、社会との接点を保ち続けられる児童・生徒さんはいいいんですけれども、そういう場所にさえ行けない、本当にこもってしまう児童・生徒は現在おられるのでしょうか。

○議長（高橋幸晴） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 挽野議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、先程、議員からもお話あったように、フレッシュ広場のほかに、NPO法人としてですね、びおらや、それからふらっとといった場所もあるんですが、引きこもりでございますが、現在、小・中学校で、小学校は少ないんですが、中学校で4、5名程おります。そういった子どもたちにはですね、もちろんその子その子で状況は違いますので、無理矢理登校、刺激を与えるのはいいかどうかということも含めてね、スクールカウンセラーと臨床心理士さんにも相談しながら、こういった形でこの後ですね、対応したらいいかと。ただ、毎日必ずですね、どういう状況であるかということは、おうちの方にですね、連絡を取って状況確認だけはしているようにしております。そういった中で少しでもですね、まずお会いして、子どもがどういう状況であるかと、まずそういった場をつくっていきこうと、まずそれを最優先に今進めているところであります。

○議長（高橋幸晴） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第2、議案第84号から日程第11、議案第93号まで

の10件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第93号までの10件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(高橋幸晴) 次に、日程第12、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成30年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定審査を行うに当たり、お手元に配付しております決算特別委員会委員選任一覧表(案)のとおり24名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) ご異議なしと認めます。よって、24名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○議長(高橋幸晴) 次に、日程第13、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました決算特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋幸晴) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

決算特別委員会委員長に18番佐藤芳雄君、同副委員長に14番後藤健君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました18番佐藤芳雄君を決算特別委員会委員長に、14番後藤健君を同副委員長に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって、18番佐藤芳雄君を決算特別委員会委員長に、14番後藤健君を同副委員長に選任することに決しました。

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第14、議案第94号から日程第30、議案第110号までの17件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第94号から議案第106号までの13件は決算特別委員会に、議案第107号は教育福祉常任委員会に、議案第108号から議案第110号までの3件は建設水道常任委員会に、議案付託表のとおりそれぞれ付託いたします。

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第31、請願第12号を議題といたします。

本件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長（高橋幸晴） 次に、日程第32、陳情第30号及び日程第33、陳情第31号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（高橋幸晴） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9月13日から9月19日まで7日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋幸晴） ご異議なしと認めます。よって、9月13日から9月19日まで7日間、休会することに決しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる9月20日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午前 11 時 10 分 散 会